

平成 23 年

第 2 回市議会臨時会 議案第 2 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 12 月 27 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

附則第 11 項を次のように改める。

11 平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間における第 1 条第 1 号に掲げる職員の給料月額は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 市長 100 分の 50

(2) 副市長，常勤の監査委員および公営企業管理者（次号に掲げる者を除く。） 100 分の 20

(3) 公営企業管理者（医師である病院事業の管理者に限る。） 100 分の 10

附則第 12 項中「第 2 条の 3 の規定により支給する」を「第 2 条の 3 第 2 項に規定する」に、「を算定する場合における」を「の算定の基礎となる」に、「算定するとき」を「算定の基礎とするとき」に改める。

附則第 13 項を次のように改める。

13 第 4 条第 2 項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料月額については、附則第 11 項の規定は、適用しない。

附則第 14 項を削る。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

（提案理由）

市長等の給料月額および期末手当の額を平成24年1月から平成25年3月までの間について減額するため